

川西市職員の懲戒処分等の公表について

「川西市職員の懲戒処分等の公表基準」に基づき、令和元年7月17日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおり公表します。

記

1. 事案の概要

平成29年10月21日、衆議院議員総選挙事務従事中の本市職員が、公用車を運転し、国道173号線で南から北へ進行していたところ、軽自動車に衝突し、死傷交通事故を起こした。

公用車を運転中に女性1人を死亡させ、4人に重軽傷を負わせた事実は、地方公務員法第30条（サービスの根本基準）及び同法第33条（信用失墜行為の禁止）に反する行為であるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、懲戒処分として停職6か月が相当であると決定した。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
総務部職員課 (当時：選挙管理委員会事務局)	主幹	53歳 (男性)	R1.7.17	停職6か月

3. その他の対応

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
会計課 (当時：選挙管理委員会事務局)	副部長級	50歳代 (男性)	R1.7.17	文書による訓告

【問い合わせ先】

総務部職員課

電話 072-740-1142